

地権者・設計者のみなさまへ

1区画の最低敷地面積135㎡確保にご協力を！

坂戸市では、地区計画を定めている区域については、1区画の最低敷地面積が規制されています。《下記のとおり》

また、最低敷地面積の規制がない区域であっても、土地区画整理事業施行区域内では、区画整理の目的である良好なまちづくり推進のために、建築物等の建築を目的として敷地を分割する際に、1区画の敷地面積を135㎡以上確保することをお願いしております。

上記以外の区域においても、良好な住環境の形成を図るためや、将来、区画整理等を行う際に、狭小な敷地で減歩等をした場合、さらに敷地が狭小となってしまうことから、1区画の敷地面積を135㎡以上確保する必要があります。

つきましては、良好な住環境の形成のためや、駐車スペースを最低でも2台を確保し路上駐車をなくすためにも、建築物等の建築を目的として敷地を分割する際に、1区画の敷地面積について、下記のとおり確保されるようご協力をお願いいたします。

記

◆ 規制されている区域以外の最低敷地面積

➡ 1区画：135㎡

◆ 「地区計画」で最低敷地面積が定められている区域

(住宅が建築可能な区域のみ記載)

○ にっさい花みず木地区の一部 ➡ 1区画：150㎡

○ 関間四丁目地区 ➡ 1区画：135㎡

○ エコタウン北坂戸地区 ➡ 1区画：500㎡・135㎡